

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名		1	子ども・子育て支援		
			担当部会		
			子育て・教育部会		
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)		
●子育て支援政策課 【ゆとりある子育て環境】 こども基本法に基づいたこども大綱が作成され、こどもまんなか実行計画が決定された。 【子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立】 民法改正により共同親権が2026年に導入される見込みとなった。 【子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立】 児童福祉法が改正され、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化され、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図ることとされた。		●子育て支援政策課 【ゆとりある子育て環境】 全ての子育て家庭がゆとりを持ち、子どもの豊かな成長を願いながら子育てを楽しむことができるよう、子ども医療費助成制度の対象を15歳から18歳に拡充した。 【子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立】 国制度の改正に準じたひとり親家庭等を支援する事業を実施するとともに、新たに高卒認定試験合格支援制度を設置した。 【子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立】 「守口市立わかさ・わかすぎ園のあり方検討委員会」を設置し、児童福祉法の改正内容や保護者ニーズへの対応等を踏まえて検討した結果、硬直的な運営となる公営ではなく、市の責任のもとで民間活力を導入する「指定管理者制度」による運営が最も効果的、効率的な手段であると判断した。上記結論を踏まえ指定管理者選定委員会を開催し、令和8年度からの運営事業者を選定した。		●子育て支援政策課 【ゆとりある子育て環境】 子どもの学びや体験を後押し、また子育て世帯の定住に繋がる更なる経済的負担の軽減策の検討 【子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立】 様々な広報媒体を活用した積極的な情報発信 共同養育支援（離婚前後親支援） 【子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立】 現在の療育方針等をしっかり継承させるとともに、利用者に不安を与えることのないよう、入念な引継ぎが必要である。	
●こども施設課 【子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立】 こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもにまつわる行政の担当を一本化し、社会全体で子どもを育てることを目指す組織として、令和5年4月1日にこども家庭庁が設置された。 改正子ども・子育て支援法により、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）が創設される（施行期日令和8年4月1日）。 本市においては令和元年度以降、待機児童ゼロを堅持していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による保育所等の利用控えの解消なども相まって保育所等の申込者数が増加したことにより、令和5年度に待機児童（1歳児）が発生した。		●こども施設課 【子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立】 ○病児保育事業実施施設の増設 これまで南部エリアに集中していた病児保育事業実施施設について、中部エリアにおいて令和6年度、令和7年度に1か所ずつ設置されることから、より利用しやすい環境となった。 ○受け皿拡大のための施設整備 令和5年度に発生した待機児童の早期解消を図るため、令和5年度に小規模保育事業5施設の新規認可（開設済み）、また当該認可等によって生じる2歳児・3歳児の受け皿を確保するため、保育所3園の新規認可を行った（令和7年4月1日開設予定）。また、老朽化している園舎の建替等を実施する認定こども園4園に対して整備費用の一部を補助し、保育環境の整備・充実及び受入定員の拡大を図った。 ○市立外島認定こども園の民間移管 「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおける将来的な教育・保育量の確保方策の一つとして、市立外島認定こども園の老朽化を踏まえた民間移管を行い、定員拡大及び利用児に対するサービスの拡充を図る（令和7年4月1日から民間移管）。 ○民間保育士緊急確保支援事業の実施 民間教育・保育施設での安定的な保育環境の構築に向け、民間認定こども園等における保育士の緊急確保を支援するため、民間事業者と協調し、令和3年度から新規採用保育士等（常勤・正規職員）に対し、就労促進給付金として年間で最大40万円（守口市20万円、民間事業者20万円の負担金額）を支給した。 ○医療的ケア児受入支援事業の実施 医療的ケア児の受入れ体制を拡充するため、医療的ケア児が在籍する認定こども園等への看護師配置と保育士等の加配を行う。民間認定こども園等については、看護師及び保育士等の配置に要する費用の補助を実施した。		●こども施設課 【子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立】 ○未利用児童解消に向けた取組 未利用児童については令和5年度の354人から令和6年度に284人と70人減少したものの、認可保育施設を利用できていない児童が一定数いることから、必要とされる保育ニーズに的確に対応していく必要がある。 ○更なる保育士等の確保支援策の検討 近年、増大している保育ニーズへの対応や安定的な保育の質の確保のためには、新規保育士等の確保及び継続的な雇用が必須であることに加え、近隣自治体では手厚い保育士等の確保支援策を講じるなど、自治体間で保育士等の争奪が激化している状況も踏まえ、更なる保育士等の確保支援策を検討する必要がある。 ○誰でも通園制度の本格実施 令和8年4月1日から開始となる当該制度について、市内利用ニーズを把握し、実施に向け、その受け皿となる民間認定こども園等との協議を進めていく。	
●こども家庭センター（あえる） 【ゆとりある子育て環境】 「こども家庭センター」の設置に伴い、「もりランド」を廃止した。 【妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援】 増加する児童虐待への対応等のため、児童福祉法が改正され、本市においてもすべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置した。（こども家庭センターは、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る。） 国においては、伴走型相談支援を含む出産子育て応援給付金が令和4年度から開始された。令和7年度からは、児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業及びこども子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付に制度変更される。		●こども家庭センター（あえる） 【ゆとりある子育て環境】 ○ファミリー・サポート事業の協力会員養成講座について、様々な方法で周知を行い、市民同士が子育てを支えあう環境作りに努めた。 ○子育て世代包括支援センター、児童センターにおいては週6日、民間認定こども園6園においては週5日、地域子育て支援拠点施設を開設し、子育て親子の交流の場を提供するとともに、特色あるイベントや講座等を実施した。また、各拠点施設の交流会を開催し、各拠点運営における実情や工夫、市と各拠点、拠点同士の連携方策について意見交換を行った。 ○市内でのイベント開催にあたり移動式「赤ちゃんの駅」の貸出しを行った。なお、常設の赤ちゃんの駅については2箇所増加し、市内38施設となった。 【妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援】 ○虐待の防止に向けた意識の醸成 11月の児童虐待防止推進月間では、児童虐待等通告先の周知や意識啓発を図るために、街頭啓発キャンペーン活動を実施し、企業にも賛同をいただき、児童虐待防止啓発リーフレットや啓発用ポケットティッシュを配布した。また、市内の小中学生、中学生等に啓発物品を配布した他、児童虐待防止啓発PR動画の市公式YouTubeでの配信、本庁舎オレンジカラーライトアップ、主幹級以上の職員のオレンジリボン着用等により啓発を推進した。 ○関係機関との連携強化 改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」を令和6年10月に設置し、関係機関との更なる連携強化を図った。市内の園や小中学校への定期訪問、対応困難な事例については困難事例検討会議や妊産婦対応検討会議を開催し、様々な専門アドバイザーの助言を受け、支援強化を図った。また、新たにNPO法人への委託による子ども見守り強化事業を開始し、アウトリーチによる見守り強化を行った。 ○母子保健相談支援体制の充実 令和5年9月から全ての妊婦に妊娠8ヶ月アンケートを送付し、相談機会の拡充を行った。また、令和6年4月からは、改正児童福祉法に基づき、支援を要する子ども、妊産婦等へのサポートプランを作成し、相談体制の充実を図っている。更に、令和6年10月から子育て世代包括支援センターを、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」に改組し、市民保健センター内に設置することで、乳幼児健診と母子保健の相談支援を一貫して実施する体制を充実強化している。 ○児童福祉と母子保健の一体的運営 令和6年4月から合同会議を毎月開催し、支援方針の検討を実施している。		●こども家庭センター（あえる） 【ゆとりある子育て環境】 ○依頼会員からの依頼には、現在登録された協力会員で対応できているものの、依頼会員数と比較して協力会員数が少ない現状に鑑み、今後も協力会員数を増やしていく取組が必要。 ○令和6年度9月末のもりランド廃止後も、引き続き子育て親子に交流の場を提供する必要がある。 ○赤ちゃんの駅を設置を推進していく。また、現状の施設においても、定期的に確認を行うなど、市民が利用しやすい環境が維持されているかを確認する必要がある。 【妊娠期から子育て期までの総合的な相談・支援】 ○児童虐待防止に向けて市の広報誌や子育てガイドブック、ホームページやライン等、メディア媒体をうまく活用しながら、広く市民に周知していきたい。また身近で気軽に相談できる相談窓口となり、多様できめ細やかな子育て支援サービスを展開していきたい。 ○守口市要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関と緊密に連携を図りながら、情報・リスクの共有及び協議をしっかりと図り、児童虐待の未然防止・抑止に努めていきたい。 ○令和7年度から妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業が制度化されることが予定されており、死産や流産をされた方のケアも含め、妊娠期から子育て期まで、専門職による継続的な支援が行えるような相談支援体制の強化が必須である。	
課題別計画の策定状況					
守口市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）、守口市子どもの貧困対策推進計画（令和5年度～令和6年度）（仮称）守口市こども計画（策定中）					

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名2 青少年		担当部会 人権・地域経済・市民協働部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
【青少年所管課】 ◆青少年を取り巻く社会経済環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など、様々な要因によって大きく変化しており、ニート、ひきこもり、不登校、いじめ、非行など、青少年自身はもちろん家庭や教育現場においても悩みを抱くことが増加してきている。 ◆SNSの発達により青少年が薬物を使用したり、性的搾取など犯罪に巻き込まれたり、被害者となる事例が生じている。 ◆大阪府青少年健全育成条例の一部改正(第44条第1項第6号及び第7号) (改正内容) 青少年が水着等を着用した状態で陰部等を強調した姿態をとらせる行為に係る記録を製造し、及び販売しないよう努める義務について、対象となる青少年の年齢を13歳未満から16歳未満に引き上げる。 ◆令和5年4月、こどもに関する行政事務を一元的に執り行うために「こども家庭庁」が設置され、同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行された。	【青少年所管課】 ◆青少年関係団体補助金交付団体数の増加。 ◆青少年育成指導員連絡協議会と協力し、各種行事やスポーツ大会等を開催する中で、ポッチャ等の新たな種目を取り入れ、更なる青少年の相互交流や活動機会の提供を継続している。	【青少年所管課】 ◆「こども110番の家」及び「少年を守る店」運動への参加協力数の減少。 ◆青少年育成指導員の担い手不足と、それに伴う各指導員の負担増加。 ◆家庭だけでなく、地域社会全体で子どもを見守る取組が必要。	【青少年所管課】 ◆各地域コミュニティ協議会や各町会等の各種団体に周知協力を求めながら、「こども110番の家」及び「少年を守る店」の更なる周知活動を行い、参加協力件数の増加に繋げたい。 ◆学生ボランティアなどの協力により、各種行事を実施する際の指導員の負担軽減を図るとともに、将来の担い手の発掘を目指す。
	【保護司会所管課】 ◆守口地区保護司会との協働による薬物乱用防止対話集会を市内中学校において開催し、青少年への薬物乱用の防止の啓発活動を行った。		【青少年・保護司会所管課】 ◆守口地区保護司会や青少年育成指導連絡協議会と連携しながら、青少年を含む地域社会に対しての啓発活動を行う。
課題別計画の策定状況			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名		担当部会	
3 学校教育		子育て・教育部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
① ○令和3年1月26日中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」を踏まえ、文部科学大臣から「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が諮問された。諮問を受け、令和4年12月19日中央教育審議会総会において「『令和の日本型学校教育』を担う教師の育成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」がとりまとめられた。新たな教師の学びの姿として、子供たちの学びとともに教師自身の学びを転換すること、教職生活を通じて理論と実践の往還により学ぶことが示されている。 ○令和6年度より「全国教員研修プラットフォーム」の運用開始、研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行うこととなった。 ○こども基本法(令和5年4月施行) ②令和5年こども家庭庁発足。 令和5年3月、文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」策定。すべての子どもが学びにアクセスできること、子どものSOSに對してチームで対応すること、学校が安心して学べる場所であることの重要性が示された。 ※参考 ・生徒指導提要の改訂(令和4年12月文部科学省) ・教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会) ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月スポーツ庁)	① ○オンライン・オンデマンド・対面などの研修実施形態を工夫したり、クラウド活用による教職員間の学びの共有の仕組みを取り入れたり、教員の主体的な学びを促進している。教育委員会からの研修情報や事例紹介を、クラウド上で教職員に発信、学校を超えた研究体制構築を図っている。 ○全国学力調査の質問紙調査における学習状況に係る肯定的回答率 67→80 ○学力向上に係る取組 市費加配教員を各校に配置し、学力向上推進担当教員の授業時間数を軽減。軽減した時間で市連絡会を定期的に開催 ②令和6年度新規事業「小学校教育専門相談員配置事業」により、すべての小学校にカウンセラーを派遣している。 ③小中一貫教育を導入する前から、守口市では中学校区連携推進協議会を活用し、家庭や地域の意見も反映しつつ、各中学校区等の「めざす子ども像」が作成され、その共有が図られていた。そして、中学校区を単位とした小中一貫教育を導入した後も、地域の協力体制ができていたため、すべての中学校区において学校運営協議会が円滑に設置でき、学校・家庭・地域の協働体制へとステップアップさせる仕組み作りに取り組むことができている。 これまでの取組みである登下校の見守りや環境整備に加え、中学校区家庭学習習慣の設定や放課後等学習の実施、本の読み聞かせ、学校図書館の開放など、地域が主体となった取組みが実現していることも大きな成果と言える。 各中学校区共通して新たなボランティア発掘が課題ではあるが、学校運営協議会で各中学校区の課題や「めざす子ども像」の実現に向け協議がなされており、ボランティア数は着実に増加している。 ※参考 ・部活動改革 部活動の地域移行の研究を国事業を活用し進めるとともに、「部活動の標準活動時間」を市独自に設定(令和6年4月～) ・教職員の人材確保(将来含む) 教員をめざす学生への指導主事による出前授業の実施。	①学力向上 授業改善の推進、自立した学習者の育成、非認知能力の育成 ② ○教育委員会と市長部局に散在する子どもに関わる各種データの連携や統合について研究。令和6年3月版「教育データの利活用に係る留意事項」等も参考にする。 ○不登校児童生徒への支援 すべての不登校児童生徒が専門家の支援を受け、学びにアクセスできる状況を確保する ※参考 ・教職員の資質向上(将来的な人材確保含む) 教員が子どもと向かう時間の確保、学び続ける教職員の育成、教育公務員としての意識の醸成と法令遵守の徹底	◎近隣大学・高校 ◎認定NPO法人
【新規】 ○「こども未来戦略方針」が令和5年6月13日に閣議決定され、その中では、政府として若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組むことなどが掲げられるとともに、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組み実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」と位置付けられた。 ○令和5年6月9日付けで、「大阪府学校給食実施状況調査結果」が送付され、本市を含む3市を除き、40市町村が「全員喫食」を実施又は実施予定であるという結果であった。 ○令和6年2月に「守口市行政経営プラン」を策定し、「全員喫食方式の中学校給食の実施と給食費無償化に向け、取組を進める。」こととした。 ○令和6年6月12日「「こども未来戦略方針」を踏まえた学校給食に関する実態調査結果について」が公表され、完全給食の実施率や、給食費の実態等が示された。	【新規】 ○「選択制」による中学校給食を提供する中で、喫食率の向上に向けた一環として、大阪国際大学短期大学部栄養学部栄養学科の学生の考案したレシピを給食として提供する「コラボ給食」を実施。(令和5年度は4レシピを開発し、その4日間では約2,000食が喫食された。)	【新規】 ・社会情勢の変化を踏まえ、本市においても中学校給食の全員喫食による完全給食を実施すべきである。	【新規】 ・「食育の推進」や「安全・安心でおいしい給食」の実現に向けては、調理業務を実施する民間事業者のノウハウを一層活用する必要がある。

課題別計画の策定状況
R5めざす守口の教育をR6_7めざす守口の教育に改訂 学力向上プランを廃止し、R6_7めざす守口の教育に統合
【新規】
・令和6年2月「守口市行政経営プラン」策定。
・令和7年3月「守口市立中学校等給食実施方針」策定予定。

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名	4 教育環境	担当部会 子育て・教育部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 （環境変化、法令制定等）		第6次前期計画期間における「主な成果」 （改善した指標、先進的・守口らしい取組）	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 （解決・軽減すべき課題）
①多様な教育活動に対応できる学習空間の整備に向けた取組により、子どもたちの学習 への意欲が高まり、活気に満ち溢れた教育活動が展開されている。 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時における避難所としての役割も担う重要な施設であることから、国においては、老朽化が進む施設について財政面の支援を行いながら、市が作成 する計画に基づく施設改修を促進している。 また、全校的に少子化が進むなか、若年層の転入が多い本市においての人口減少傾向は、他市と比較すると極めて緩やかになっており、地域によっては、大規模集合住宅建設等により、今後も児童生徒数の増加が予想されている。 ②令和元年12月5日の閣議決定において、学校における高速大容量のネットワーク環境と児童生徒1人1台端末の整備方針が出された。その後、新型コロナウイルス感染症の影響等社会情勢や学校教育活動の変化により、1人1台端末の整備を前倒しで完了させるなどGIGAスクール構想の加速化が図られた。本市でも、令和2年に1人1台端末を全ての児童生徒を対象に整備した。 ③令和3年6月に千葉県八街市で起きた事故を受け、文部科学省・警察庁及び国土交通省が連携し、全国の市町村立小学校の通学路について、合同点検が実施された。そのような中で、本市においても、教育委員会、学校、PTA、道路管理者、警察等による通学路の一斉点検を行い、令和3年12月末までに対策必要箇所のハード面の安全対策を実施した。		① (1)守口小学校施設整備方針を策定(令和4年8月) (2)八雲中学校区における義務教育学校設置計画を策定(令和5年2月) (3)さくら小学校施設整備方針を策定(令和5年12月) ・令和5年度から6年度にかけ、上記(2)と新設校を除く屋内運動場にLED照明の設置、及びすべての学校屋内運動場に空調設備を設置。 ②コロナ禍以降、1人1台端末を活用したオンライン学習により非常時にも子どもの学びを止めないことをめざし取り組んだ。その後も、主体的・対話的で深い学びの実現に向け端末とクラウドを活用した学びを推進している。「課題解決に向けて自ら考え取り組んでいる」と回答する児童生徒が増加している。また、1人1台端末の導入や校務用PCの更新と並行して、汎用的な協働学習支援ツールの活用によりクラウドベースでの学習と校務、研修を推進している。 ③学校・家庭・地域の協働体制のもと、登下校時における児童の見守り活動等が行われたなどことにより、登下校時の交通事故発生件数は0件を維持している。	① (1)令和8年度に守口小学校の新校舎供用開始 (2)令和9年度に八雲中学校区における義務教育学校の開校 (3)令和8年度さくら小学校新校舎供用開始 ②1人1台端末やICT機器の更新整備。1人1台端末等のICTを十分に活用できるネットワーク環境の整備。 ③事故や事件等から子どもたちを守るために、警備員の配置や監視カメラの設置のほか、保護者や地域の方々の協力により、登下校時における見守り活動が行われている。地域の方々の高齢化などの状況がみられることから、地域等での活動を継続していくことが課題である。
課題別計画の策定状況			
①(令和4年8月策定)学校規模等適正化基本方針(改訂版) ③令和6～7年度めざす守口の教育【基本方針1】命を守る～たくましく生きる健康と体力づくり～ 〔重点項目2〕安全・安心な環境づくりの推進 取組み③安全確保に向けた家庭・地域・関係機関との連携			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名5 人権平和・多文化共生		担当部会 人権・地域経済・市民協働部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
【人権所管課】 ・国においては、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律を令和5年6月23日に施行し、全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することとした。 ・守口市男女共同参画推進条例、第8条(性別による差別的取扱い等の禁止)に性的指向、性自認等を理由とするあらゆる差別の禁止規定を加えた(R4.2議会) ・北新地放火殺人事件のような大量殺人、および運転等、交通トラブルで命を奪われる等、近年、犯罪被害者等の人権配慮と保護に対する社会的関心が高まり、守口市犯罪被害者支援条例を令和4年7月1日に施行。市として犯罪被害者等の支援を実施するに当たり、具体的支援の法的根拠を明らかにした犯罪被害者等支援に特化した条例に基づき、継続性・永続性を持った支援を行うため制定した。 ・インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることを目指し「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を令和4年4月1日に施行した。 ・住民票の写しや戸籍謄本などの不正請求により結婚、就職などへの人権侵害を受けることのないよう、個人の権利侵害の防止を図ることを目的として、守口市住民票の写し等の不正取得に係る被取得者への被害告知制度の導入した(R6.4.1) ・新型コロナウイルスの蔓延に伴い感染者や医療従事者などへの差別やいじめが増加した。		【人権所管課】 ・過去からある人権問題に加え、多様化する人権課題について常に問題意識を持ちながら、継続的・効果的な周知・啓発を行い誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを目指す ・多様な関係機関と連携、様々な相談機関の市民周知により、人権問題に対応するとともに、人権問題から生じる生活課題の解決を目指す。	【人権所管課】 ・守口市人権協会 (継続的、効果的な啓発事業の協働) ・守口地区人権擁護委員会 (人権侵害など身近に相談できる体制の継続) ・守口市企業人権推進連絡会 (連絡会の連携、協力による市内事業所の人権意識の高揚に向けた啓発) ・府内人権関係団体 (専門的な人権課題解決に向けた連携・協力) ・当事者団体 (相互理解による支援の円滑化)
【国際交流所管課】 ・海外渡航や外国人との接触の機会多い外国人に対して、コロナ感染へのリスクが高いなどの根拠のない差別的な風潮があった。 ・翻訳アプリや翻訳機器などの開発が進み翻訳精度が高まりつつある。 ・コロナ禍における日本語教室の活動が一定期間休止となった。		【国際交流所管課】 ・オリンピックのホストタウンを務めたガンビア共和国の文化理解講座や防災教室などを実施し、本市の積極的な取組みを発信した。 ・外国人のための防災教室の開催により、参加者が災害時に避難所への非難や対応方法の理解の醸成を図った。 ・日本語学習支援ボランティア講座の開催し、受講者に「もりぐち国際交友会の会」等の活動団体を紹介することで自発的に参加を促すことでボランティア団体の活性化を図った。	【国際交流所管課】 ・「もりぐち国際交友会の会」「OFIX」などの協力による外国人住民の実情把握を試みる。 ・日本語学習教室に参加していない外国人労働者等の外国人住民の守口市へのニーズを把握し、多文化共生社会を推進すること。 ・市内に在住・在職する外国人の日常生活におけるコミュニケーション能力の向上や日常生活を支援する環境を整備するとともに、市民の意識啓発を含めた地域づくりを目指すことにより、多様性に富んだ多文化共生社会の構築を推進すること。
課題別計画の策定状況			
守口市人権行政基本方針(令和3年2月改訂) 守口市国際交流事業の振興指針			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名		担当部会	
6 男女共同参画		人権・地域経済・市民協働部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
【人権所管課】 ・国においては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和6年4月施行)を施行した。 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が、喫緊の課題となっており、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなす恐れのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間と協働」といった支援も取り入れた新たな支援の枠組みを構築した。 ・国において第5次男女共同参画基本計画をR2.12に閣議決定し指導地位に占める女性割合を2020年代早期に30%程度に、誰一人取り残さない男女共同参画社会の実現を図ることとした。 ・国においては女性活躍推進法(H28.4～R8.3)をR4.4に改訂し、行動計画の策定や情報公開義務の対象を拡大した。		【人権所管課】 ・女性相談支援員を配置。ワンストップの女性相談窓口を設置し、困難な問題を抱える女性の必要な支援が確実に届く体制を整えた。 ・男女共同参画社会の推進のため、第3次守口市男女共同参画推進計画(改訂版)(R3.3)を策定した。それに基づいた啓発が重要であり毎年6月には「男女共同参画週間記念のつどい」として男女共同参画を推進していくためさまざまな視点からの講演会を開催してきた。また、女性活躍推進を目的として毎年10月に大阪国際大学と連携しEセミナー開催している。 ・男女共同参画ニュース「ハーモニー」を平成28年から毎年1回発行し、広く市民に対する啓発に取り組んでいる。	【人権所管課】 ・生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化した困難な問題を抱える ・女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力等の防止対策や被害者支援など幅広く取り組んでいく必要がある。 ・男女共同参画社会の実現には、固定的性別役割分担論など従前の課題が未だ解決している状況にはなく、問題提起を含めた周知啓発が求められている。
【人事所管課】 ・「女性版骨太の方針2023」において、プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率を2030年までに30%以上とすることを目指すこととされた。 ・「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において、国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)にかかる男性の育児休業取得の政府目標について、育児休業の内容にも留意しつつ、先行的に目標の前倒しを進め、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げることとされた。		【人事所管課】 (1)定期人事異動において意欲・能力のある女性管理職を積極的に登用した。また、柔軟な働き方が可能となるよう、テレワークを積極的に推進した。 (2)育児(小学校就学まで)又は介護中の職員が、仕事と家庭生活の両立を図れるよう、時差出勤制度を設けた。 (3)意識改革研修やキャリアデザイン研修を実施し、男女を問わず若手職員が早くから将来的なビジョンを描くための研修を実施した。 (4)職員研修を実施し、女性活躍に関する職員のマインドセットをした。	【人事所管課】 (1)管理職における女性比率を注視しつつ、意欲・能力のある職員を積極的に管理職に登用する。 (2)育児におけるイベントに参加しやすいよう、時代のニーズに応じた休暇制度を国や民間企業を参考にしながら構築する。

課題別計画の策定状況
守口市男女共同参画推進計画(改訂版)(令和3年3月改訂) 人権所管課 人材育成基本方針…現行計画を令和6年度中に改正予定 人事所管課 特定事業主行動計画…現行計画を令和7年度中に改正予定 人事所管課

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名		7 健康		担当部会 健康福祉部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア	
新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、保健・医療分野に様々な影響を与えた。					
1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和3年は平均寿命の短縮が見られた。		1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の開始(後期高齢者広域連合からの受託事業)	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施におけるポピュレーションアプローチと地域包括センターの介護予防事業との役割分担の明確化	1 地域包括支援センター	
2 各種健診(検診)の実施体制の変更や市民の受診控え、通院控え、移動の自粛等により、全国的な健診受診率の減少に加え、がん報告における早期がんの発見の減少が見られた。		2 市民健診の受診機会の拡大を図るため、医療機関での個別健診の導入	2 かかりつけ医で受診できる個別健診と保健センターでの集団健診の差別化を図り、市民のさまざまなニーズに対応できうる健診体制を構築する。	2 医師会、歯科医師会	
3 非正規雇用率の高い女性における人員整理や在宅勤務等の就業形態の変化や学生・生徒における学校の臨時休校、オンライン授業、部活動の休止等々人とのかかわりの減少等の自殺の要因となりうる様々な問題が悪化し、自殺者数全体は減少傾向ながらも、女性と学生・生徒等の若年者の自殺は増加している		3 庁内連絡会議の開催や事例を通じての関係機関との顔の見える関係づくりができた	3 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、人権市民相談課の「女性のための悩み相談」との協働を進める 「子どものSOSの出し方教育」について、教育委員会との協働の在り方について、検討する。	3 教育委員会	
課題別計画の策定状況					
令和6年度末、第2期健康増進計画(自殺対策計画を含む)を策定予定					

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名		8 地域福祉		担当部会 健康福祉部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)		第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	
(地域福祉課) ●令和3年4月1日に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設された。 ●令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、小地域ネットワーク活動などの地域福祉活動も自粛を余儀なくされた。令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症になって以降は、行動制限も緩和され、地域福祉活動もコロナ禍以前の活気を取り戻しつつある。 ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活困窮に陥る人が増加したことから、福祉の総合相談(コミュニティソーシャルワーカー配置事業)の受付件数も、令和2年度において大幅に増加した。令和3年度以降も、令和2年度の相談件数からは半減しているものの、コロナ禍以前の3倍程度の相談受付実績が続いている。		(地域福祉課) ●地域福祉活動の推進に向け、令和3年度より、地域福祉推進基金を活用した地域福祉推進基金活動助成事業を開始した。 令和3年度は6件、令和4年度は7件、令和5年度は5件、令和6年度は13件と、高齢・障がい・子どもなど多分野の地域福祉活動に対して助成を行った。 ●コミュニティソーシャルワーカーが、様々な関係課や関係機関の顔つなぎ・相互に相談できる関係づくりに取り組んだ。 ●関係課や相談支援機関等のネットワーク構築・強化(福祉のまちづくり)に向け、障がい福祉分野が中心となり、守口地域づくり連携会議を開催している。 離職や就業機会の減少などにより、住居を失った方や失う恐れのある方に対して、住居確保給付金の支給やフードバンクの活用、就労支援等の支援を行ってきました。フードバンクの活用につきましては、協力店舗の拡充や利用件数の増加など、年々、充実して来ています。また、住宅確保要配慮者(※)への居住支援につきましては、住宅まちづくり課が主担となり設置した居住支援協議会を軸として、居住支援法人との連携を開始したところです。		(地域福祉課) ●地域住民に対する地域共生社会への意識醸成 ●関係課や関係機関が組織的にネットワークを構築・強化していきけるような仕組みづくり ●多機関協働のコーディネーターの配置	
(生活福祉課) ●令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の流行により、失業者や減収となった方が増加し、その後、その影響は収束しつつありますが、一方で、ここ数年の物価高の影響は、長期化の様相を呈し、収束の出口が見えない状況となっており、光熱水費・家賃・住宅ローンの返済を初め、様々な生活費の支払いが困難な状況が、依然として続いています。 ●失業者や減収者などの生活困窮者にとっては、生活の不安定さや、孤独感、社会とのつながりの減少に直面する事態となっており、幅広い支援が必要な状況にあります。 ●生活保護受給者においても、物価高による生活費への影響は避けられず、就労支援や健康管理の支援が必要な状況にあります。		(生活福祉課) ●生活保護受給者に対しては、定期健康診断の受診勧奨や、受診後のサポートなどの被保護者健康管理支援事業を通じて、健康管理支援を進めております。また、生活保護受給者への就労支援につきましては、目標として掲げた指標を上回るなど、一定の成果が得られました。 (※)低額所得者、高齢者など、住宅の確保に特に配慮を要する者)		(生活福祉課) ●長期化する物価高等の厳しい経済情勢が続く中、生活困窮者への更なる支援が必要となっています。●収入が減少し、家計改善のため、より低廉な住宅への転居をする等の場合に、転居に伴う家財の運搬費用や初期費用への給付金の拡充を国の規定のとおり実施します。 ●生活保護受給者へ支援につきましては、被保護者健康管理支援事業を初め、引き続き健康管理を支援して参ります。また、生活保護者への就労支援につきましては、増収指導や職場への定着支援も含めた取り組みを行います。	
課題別計画の策定状況					
第4次地域福祉計画					

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名 9 障がい者福祉		担当部会 健康福祉部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)
前期計画策定後(令和3年度以降)の 主な法制度等の動向 ……難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針策定(R4. 2府策定) ……障害者によめ情報の取得及び意思疎通に係る施策の推進に関する法律(情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)R4. 5施行 ……障害者総合支援法等の一部改正(R6. 4施行、一部R5年4月、10月施行) ……障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(R6. 4施行) 環境の変化……障がい者が抱える課題は、障がい者の重度化・高齢化や、障がい者とその家族等が支援につながらないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、より複合化・複雑化し、地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まって、さらに深刻な環境となることが懸念される。		①地域生活支援拠点の整備数 1施設(R1年度) → 5施設(R5年度) ②就労移行支援等を行う福祉施設の利用から一般就労に移行した障がい者数 36人(R1年度) → 35人(R5年度) ③障がい者理解に係る講座等参加者数 1,722人(R1年度) → 2,314人(R5年度)	・入所施設等からの地域生活への移行促進 長期に亘る施設入所や社会的入院の状態にあった障がい者の中には、地域での暮らしを具体的にイメージすることができず、その結果、地域での暮らしを希望できない状況である。このことから、一人ひとりの状態や今後の希望を適切に把握した上で、地域移行を推進し、地域での暮らしを実現するための取組みが重要である。 ・障がい者の就労支援の強化 障がい者が自ら希望するところで働き、収入を得て、より豊かで充実した暮らしができるようになることは、障がい者の自立と社会参加にとって必要なことである。このことから、障がい者が嫌な思いをせずに希望するところで働くことができるような環境づくりや就労支援を行うことが重要である。 ・専門性の高い分野への支援の充実 専門性の高い分野への支援の充実としては、従来、十分に支援が行き届いていなかった方々も幅広く「障がい者」として捉え、必要な支援を行っていく必要がある。とりわけ高次脳機能障がい者や発達障がい者(児)、医療的ケアを要する重度障がい者(児)等、難病患者などへの支援に取り組むことが重要である。
課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア		関係機関による強固なネットワークの構築にむけ、行政の福祉化などに基づく障がい者雇用の促進に向けた学校と事業者とが連携した取り組み、文化芸術分野における創造・発表機会の確保や福祉と危機管理局との連携による平常時からの災害対策など、様々な主体の連携による取り組みを進めていくことが考えられる。	

課題別計画の策定状況

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名10 高齢者福祉		担当部会健康福祉部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化（環境変化、法令制定等）	第6次前期計画期間における「主な成果」（改善した指標、先進的・守口らしい取組）	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題（解決・軽減すべき課題）	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
①くすのき広域連合が令和6年3月末で解散となり、本市単独での介護保険事業が始まった。令和6年度から令和8年度までの介護保険料が全国2位の高水準となり、本市及び地域包括支援センターが介護予防に果たす役割が非常に大きくなっている。	①・複合的な課題を抱える高齢者やヤングケアラー等の家族介護者の支援に向け、重層的支援体制整備事業を視野に入れて、障がい者福祉、生活保護や生活困窮関係機関、児童福祉等、他分野との連携促進のため令和4年度より研修会の開催や多職種間交流を実施。 ・自立支援型地域ケア会議について、令和2年度より介護予防の主軸となる通所型サービスC（短期集中型）のカンファレンス（自立支援型地域ケア会議）について大阪府アドバイザー等多職種参加で開催。 ・業務負担軽減目的と質の高い介護予防ケアマネジメントを発展していくために令和3年度よりICT化を促進し研修会を実施。データ分析を行い地域課題等今後の対策を検討する仕組みを構築した。 ・高齢者虐待対応や認知症高齢者の徘徊による対応など単独では解決できない課題に対し警察や消防・地域包括支援センター・担当課で情報交換を毎年1回開催。	①もりぐち高齢者いきいきプラン2024のアンケートにおいて地域包括支援センターの認知度が、若年者で51.9%、一般高齢者で53.0%、要支援認定者と要介護認定者で76.5%であり、一般高齢者における認知度が低いことが課題。早期の段階で相談できる体制が必要。	民間企業との連携がさらに重要となってくると考える。
②朝日新聞社の協力により、VRを使用した認知症サポーターが好評で開催する小学校が増えた。民間企業（金融機関や保険会社、地域の商店など）に対しても認知症サポーター養成講座を実施する機会が増えてきている。	②コロナ禍で認知症サポーター養成講座の実施が中断になっていた時期があるものの、令和4年度からは小学校に対しての実施が増えてきている。認知症カフェも令和元年度は7箇所であったが、コロナ禍の影響で廃止になったカフェがあるものの、現在は12箇所まで増加している。令和6年度からは市内3箇所のスターバックスの協力を得て、認知症カフェを実施している。アルツハイマー月間として、令和5年度から市役所1階で認知症に関する啓発を実施している。	②各小学校に認知症サポーター養成講座の実施を呼びかけてはいるものの、理解が得られない小学校がある。広く地域の事業所などに理解を求めていくため、商店街やスーパー、コンビニなど企業向けの講座を気軽に積極的に実施できる働きかけが必要。	
③第2層生活支援コーディネーターを全圏域の地域包括支援センターに地域包括支援センター業務と兼務として委託していたが、うまく機能していなかったため、令和5年度から生活支援コーディネーターを6圏域を2名の専従として配置したことにより、「通いの場」等が活性化してきており、開催箇所も増加してきている。さらに令和6年度からは生活支援コーディネーターを3名に増員した。	③・コロナ禍の影響で休止や廃止となった「通いの場」については、地域包括支援センターや第2層生活支援コーディネーターが支援を行い令和6年3月末では208箇所に拡充された。コロナ禍で集まることが難しい時期にはオンライン参加を実施したり、「歩こう会」を発足し一人でも介護予防になれる取組の展開を実施。効果的な取組につながるようリハビリ専門職による体力測定を実施。また、高齢者健康増進・介護予防一体化事業との連携により栄養士の派遣を実施。体操や体力測定の補助をする運動サポーターの活動支援を実施した。 ・介護予防や社会参加の促進として、既存の地域活動に目を向け、老人クラブ活動の中で道路・公園の清掃を行う社会奉仕活動やひとり暮らしの高齢者宅を訪問する友愛訪問活動などに加え、高齢者を対象とした各種特殊詐欺被害に対処できるよう関係機関と協力し、研修や啓発活動を実施。 また、ベタンク大会や輪投げ大会、カラオケ大会の実施等を老人クラブ連合会が主催し、高齢者が趣味などで作った作品を展示するいきいきふれあい作品展覧会を開催し、たくさんの方にみてもらい、生きがいをを感じる機会の場を提供した。 ・さんあい広場については令和5年度には6カ所目を開設し地域の自主的な活動を支援した。 ・令和6年度からイオン大日と連携し、1階の部屋を提供いただき、体操DVDを上映してもらい、自由に体操できる場となっている。また定期的に介護予防教室もイオンの広場で実施している。	③通いの場、老人クラブなど平均年齢が80歳を超えている団体が多く後継者の問題が課題となっている。	
課題別計画の策定状況			
もりぐち高齢者いきいきプラン2024（守口市老人福祉計画及び第9期守口市介護保険事業計画）（令和6年度～8年度）			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名11 コミュニティ活動		担当部会 人権・地域経済・市民協働部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
◆地域社会において、地域福祉や防災といった課題への対応の必要性が高まっているものの、少子高齢化をはじめとする人口構造の変化や、生活環境の多様化に伴い、人と人との関わりが少なくなっている。それに伴い、市民の地域への関心度の低下にも繋がり、町会や自治会、コミュニティ協議会の担い手不足や、会員の高齢化・固定化という問題が更に顕著になってきている。 ◆高齢者の単身世帯が更に増加している。 ◆自治会等の役員の高齢化が更に進んでいる。	◆各コミュニティセンターの年間平均利用率について、指定管理者制度の導入もあり、民間事業者として蓄積したノウハウやアイデアを生かすことで、多様化する利用者のニーズに応えやすくなり、幅広い事業を継続的に展開することにより、利用率は年々増加している。 ◆各エリア毎に複数の地域コミュニティ協議会が集まり、事業内容の共有や意見交換を行う機会を設けることで、他地域の良い事例を共有することで、各地域でのコミュニティ活動の活性化に繋がった。	◆自治会等の活動の持続可能性の向上(役員・運営の担い手不足、役員の高齢化、加入率の低下等) ◆地域コミュニティの様々な主体間の連携 ◆老朽化や耐震性に課題を有するコミュニティセンターの整備の実施。 ◆実際に集会所を「地域館」として活用することにより地域が得られた効果等を踏まえ、「地域館」制度の更なる推進に向けた周知方法等の検討。	◆各コミュニティセンターの指定管理者に対し、地域コーディネーターとしての役割を持たせ、地域が抱える課題(町会等の担い手不足等)について、他地域での参考になりそうな取組みや、他市の取組み、専門的な機関の紹介など、地域と一緒に課題解決に繋げる。
課題別計画の策定状況			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名12 市民協働		担当部会 人権・地域経済・市民協働部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
◆人口減少と高齢化率の上昇に伴い自治体職員の減少、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下などが顕在化している。	◆提案件数について、波はあるものの、募集期間の延長や過去提案団体への助言・支援など、制度内容を改善しながら進めてきた結果、当初と比較し増加傾向にある。さらに、提案事業がその後も継続して市との協働事業として実施されている事例もある。	◆市民の協働に対する認知度・理解度の把握。 ◆市から協働についての適切な情報発信と提案制度の更なる周知による理解促進。 ◆提案制度の在り方も含めた今後における協働についての取組み方法の検討。 ◆地域課題の共有による新たな公共私による協力関係の構築。	◆市民協働の知識を有するNPO法人や市民団体と連携・協力することで、市民の協働意識の向上を図る。
	【市民の声所管課】 寄せられた声は原則関係課へ共有し回答を作成するとともに、市長へも共有され、市政改善へと繋がっている。 これまで回答不可、不要なものについては共有のみであったが、現状や対処法などを記載するよう改善を行った。	【市民の声所管課】 より気軽に市政について意見できる場の提供 少数意見(積極的な市政への関与がない)市民等の意見の吸い上げ	
課題別計画の策定状況			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名		担当部会	
13 生涯学習・スポーツ		人権・地域経済・市民協働部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)
○令和3年(2021年)に東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されたことにより、市民が多様なスポーツを観戦することでスポーツへの参加意識の向上や参画機会の創出などの機運が高まった。		○守口市立図書館の蔵書数の拡充 (R2:187,680冊、R3:195,876冊、R4:206,094、R5:215,798) 図書館運営方針で定めた蔵書数の拡充計画を1年前倒しで達成。 計画上は、令和6年度に215,000冊を蔵書目標としていた。 ○守口市立図書館において、年間を通してのおはなし会(年70回以上)やビブリオバトルなどの子どもの読書活動推進につながるイベント等の実施 ○各施設ごとにX(旧Twitter)等のSNSでのイベント告知や、イベントの申込みを市のオンライン申請システムを活用するなどして市民に広く情報発信を行った。 ○電子図書館サービス(もりぐち電子図書館)の導入(令和4年7月) ○文化センター図書室の開設時間の延長(令和6年4月) 平日(月～土) 10:00～21:00 日・祝日 10:00～17:00 ⇒ 全日 9:00～21:00 ○株式会社F.C.大阪や大阪ブルテオン(旧:パナソニックパナサーズ)と包括連携協定の締結(スポーツを通じた児童生徒の健全育成及び市民の健康づくりなど)	○守口市民体育館及び守口文化センターの施設更新のあり方について ○スポーツ・レクリエーション活動の指導者の確保や育成について ・指導者の高齢化 ・指導者のなり手不足 ○生涯学習・スポーツ活動を通じた健康寿命延伸の取組み
		課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア	
		○各施設の指定管理者 ・守口市民体育館:守口ゆめづくりスポーツコミュニティ(アシックススポーツファシリティーズ株式会社、グローブシップ株式会社) ・守口文化センター:シンコースポーツ株式会社 市民ニーズを踏まえた施設更新の意見聴取 ○守口市スポーツ推進委員、守口市生涯スポーツディレクター 各団体と協力しての人材確保に向けた取組みなど	

課題別計画の策定状況
第2次守口市子ども読書活動推進計画 令和元年9月策定 第3次守口市生涯学習推進計画 令和4年3月策定 守口市にぎわい交流施設最適配置基本構想 令和4年3月策定 守口市にぎわい交流施設整備基本計画 令和5年3月策定 守口市立図書館運営方針(改訂版) 令和6年7月策定

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名14 文化		担当部会 人権・地域経済・市民協働部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
○文化財保護法により、多種多様な文化財が守られ継承されてきたが、社会状況の変化により、文化財の滅失や散逸等が深刻な課題となっており、特に、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財や、指定等文化財との一体性や関連性を有する周辺環境など、貴重な資源が失われつつある状況が継続している。	○文禄堤と一体的に市の歴史文化振興を推進していくため、旧徳永家住宅の受贈及び土地購入(令和3年11月) ○旧徳永家住宅改修工事(令和6年度) ○東海道街道交流の一環として、静岡市より世界遺産三保の松原の「松の苗木」の贈呈を受ける。(旧徳永家住宅に植樹予定)R5.11.19 ○東海道五十七次の完成400年を記念して、「東海道五十七次完成400年プロジェクト」の実施(R6守口市市民協働事業)R6.6.30 主催:守口門真歴史街道推進協議会 共催:守口市、枚方信用金庫 ○守口市文化財マップの更新(令和3年10月) 前回更新は、平成23年度 ○もりぐちぶらり歩きマップの更新(令和4年3月)	○文化・芸術活動への参加意欲の醸成について ・事業への参加者の増加策について ○文化・芸術の推進に携わる指導者の確保や育成について ・指導者の高齢化 ・指導者のなり手不足 ○文化財の適正な保存及び活用について ・デジタルアーカイブ化 ・幅広い活用方法 ○もりぐち歴史館の今後の運営方法について	○大阪国際大学 協力しての本市の歴史や芸術・文化等に関する講演会展示会の実施など ○各施設の指定管理者 ・守口文化センター:シンコースポーツ株式会社 ・守口市立図書館:図書館流通センター・大阪ガスビジネススクリエイト・長谷エココミュニティ共同事業体(株式会社図書館流通センター、大阪ガスビジネススクリエイト株式会社、株式会社長谷エココミュニティ) 文化・芸術に関連する自主事業の実施 ○守口市文化協会、守口市総合美術協会

課題別計画の策定状況
第3次守口市生涯学習推進計画 令和4年3月策定

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名15 防災・減災・縮災		担当部会 環境・安全安心部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
・令和6年能登半島地震の発生(令和6年1月1日) ・南海トラフ地震臨時情報の発表(令和6年8月8日) ・能登半島集中豪雨による被害(令和6年9月20日～) ・局地的な集中豪雨の増加(線状降水帯等による豪雨災害の発生) ・地球温暖化に伴う、熱中症特別警戒アラートの創設 ・大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(令和5年5月内閣府策定)	＜指標＞ ・市が主催する防災訓練(自主防災訓練)へ参加する市民の増加(R1:420人⇒R5:541人) ・自主防災組織数は横ばい(R1:174組織⇒R5:174組織) ・市民に対する防災啓発広報の実施回数(R1:1回⇒R5:3回) ・災害に備え、よつば未来公園内に東部防災センター建設(令和4年度) ・(仮称)南部地域防災センター建設(令和6年建設中) ・災害に備えた各種災害協定を締結 ・要配慮者に対する福祉避難所への避難訓練実施(令和5年9月)	＜課題＞ ・自主防災組織の構成員の高齢化／高齢化に伴う活動停滞 ・業務継続計画の策定 ・要配慮者における個別避難計画の策定支援 ・自主防災組織の地区防災計画策定の支援 ・避難所運営マニュアルの策定 ・防災意識向上のための市民周知	
課題別計画の策定状況			
・守口市地域防災計画(令和6年3月修正) ・守口市水害時避難行動対策指針(令和5年5月)			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名16 消防・救急		担当部会 環境・安全安心部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
・消防団員の高齢化のさらなる進展 ・救急需要の増加 ・消防団の強化(機能別団員・機能別分団、企業等との連携など:消防庁)	＜指標＞ ・火災発生件数の減(R1:30件⇒R5:28件) ・消防団数の増加(15分団⇒17分団) ・火災等災害により家屋を失った方への、被災者緊急宿泊補助金の創設(一泊1万円の補助) ・がんばる守口助け合い基金の有効活用 ・東分団庫の建設 ・さくら分団庫の建設(令和6年度建設予定)	＜課題＞ ・管理が行き届いていない空き家の軽減 ・老朽化した簡易消火栓の対策 ・常備消防組織の広域化	・守口市門真市消防組合との現状課題共有

課題別計画の策定状況

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名17 防犯		担当部会 環境・安全安心部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
・暴力団勢力の減衰 ・匿名・流動型犯罪グループによる凶悪犯罪の多発 ・刑法犯の増加 ・特殊詐欺事案の巧妙化(SNS詐欺、ロマンス詐欺、還付金詐欺など) ・警察署との連携強化	＜先進的・守口らしい取組＞ ・防犯カメラ設置台数の増加(1000台⇒1100台) ・特殊詐欺被害防止を図るため、市内に在住する65歳以上の人を対象に通話自動録音機を無償貸与	＜課題＞ ・還付金詐欺等の特殊詐欺事案の多発 ・高齢化に伴う防犯委員等の減少、活動停滞 ・守口＝「治安が悪い」というイメージの払しょく ・青色防犯パトロールの担い手の高齢化 ・青色防犯パトロールの全市域化	・守口警察署との現状課題把握
課題別計画の策定状況			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名18 都市空間		担当部会 都市形成部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)
・平成 26 年に守口市民会館(さつきホール)が施設の老朽化等により閉館。 京阪電鉄守口市駅前の守口文化センター(エナジーホール)及び守口市民体育館も、建設から 35 年以上が経過し、施設、設備が老朽化。		【評価指標】 「アンケートにおいて市民が思う守口の魅力」 まちのにぎわい 初期値(R1) 2.8% まちのイメージ 初期値(R1) 3.6% ↓ 企画課で実施中のアンケート結果から引用予定 【取組】 ・社会実験「守口さんぽ」の実施(令和3～5年度) ・エリアマネジメント組織である「守口市駅北側エリアプラットフォーム」の設立(令和5年3月28日) ・守口市旧本庁舎等跡地活用事業 商業施設(イオンタウン)令和5年12月オープン 賃貸住宅、広場令和6年7月竣工 ・守口市にぎわい交流施設最適配置基本構想策定 (令和4年3月) ・守口市にぎわい交流施設整備基本計画策定 (令和5年3月) ・守口市駅北側エリアリノベーション戦略策定 (令和5年3月)	【エリア価値の向上】 ・守口市駅北側エリアの活用方針検討 ・新体育館及び新ホールの整備について、守口市周辺のまちづくりに関する社会情勢の動向等を見定めつつ、適宜検討
・令和2年度に国が示した延焼危険性の新たな評価方法(GIS活用)において、本市の住宅密集地区(大日・八雲東町地区、東部地区)は、整備水準(想定平均焼失率23%未満)を満たすこととなり、国定義の危険密集の対象から外れることとなった。このことにより、平成24年設定時における、本市の危険密集地区213haはすべて解消された。 ・令和3年4月1日から、老朽木造住宅の除却助成の対象を拡大し、戸建住宅も除却助成の対象とした。 ・道路拡幅については事業の継続性の観点から引き続き実施するが、老朽木造住宅の除却助成については建物の自然更新によって目標値達成が見込まれることから令和7年度末をもって終了する。(行政経営プラン)		【評価指標】 ・「密集市街地における地震時の逃げやすさ(地区外への避難確率)」【初期値⇒令和5年度末時点】 大日・八雲東町地区 96.0%⇒96.1%(0.1ポイント増) 東部地区 94.6%⇒96.7%(2.1ポイント増) 【取組】 ・東部地区において、周辺の公園整備に当たり、災害時の防災活動拠点となるよう、防災機能を具備させた。(よつば未来公園)	・危険密集の対象からは外れたものの、引き続き密集市街地の解消に向けた取組を行う。 (目標値:令和7年度末 避難確率97%以上)
課題別計画の策定状況			
・守口市都市計画マスタープラン ・守口市駅北側エリアリノベーション戦略 ・守口市住宅密集地区整備計画			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No・施策名		19 住まい		担当部会	
				都市形成部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア	
1 人口減少などによる益々の空き家の増加 空家等対策の推進に関する特別措置法がR5.12月に改正された。主な改正内容は下記のとおり。 ・空家等活用促進区域の設定 ・管理不全空家の認定 ・財産管理人の選任 ・特定空家等への緊急代執行 ・空家等管理活用支援法人の指定		【評価指標】 1 「特定空家等候補数」 14件の特定空家の認定を行い、法に基づく助言又は指導を行った結果、撤去又は補修に至った数は11件	引き続き業務を推し進める(個別事案等の課題は下記のとおり)。 1 空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等(管理不全空家)への所有者による適切な対応を促進 ・所有者が不明(不存在を含む)な空家等への対応(財産管理制度等の活用)	1 ・空き家対策協議会の意見等を踏まえた勧告の通知 ・本市と包括連携協定を締結する事業者が実施する市民等を対象とした法律相談会等の継続実施 ・大阪の住まい活性化フォーラムとの共催による守口市空き家セミナー・個別相談会の開催(継続)	
2 頻発する地震 近年中に発生したM7.0以上の地震 ・石川県能登半島地震(令和6年)		2 「木造住宅の耐震化率」 耐震化率が87%となった(統計調査よりR2年算出)。 令和5年度補助実績 ・耐震診断補助 10件 ・耐震改修工事補助 1件	2 耐震化促進に伴い、電話相談会の実施や、耐震啓発ブースを庁舎内設置することにより普及啓発を図る。	2 NPO法人 チラン配布やセミナー開催	
3 単身世帯数は世帯類型で最も多い類型となっており2030年には単身高齢者は約800万世帯に迫る見通し ・守口市営住宅集約最適化計画の策定(R5.8月策定) ・守口市営住宅の用途廃止 ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の改正(施行は一部R7年度)。要配慮者の円滑入居に向けた市場環境の整備、居住支援法人等による入居中サポート体制、住宅施策と福祉施策の連携体制強化など。		【取組】 ・居住支援協議会を設置した。 ・守口市営住宅の住替え完了等に伴う用途廃止	3 市計画に基づく守口市営住宅の住替え促進(金下・日吉団地、寺方団地) ・居住支援協議会等を中心とした住宅確保要配慮者の住宅確保に向けた市内空家等の活用	3 居住支援法人、大阪府 相談窓口の設置やルールづくり	
課題別計画の策定状況					
・守口市営住宅集約最適化計画 ・守口市空家等対策計画					

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名 20 緑・花・公園		担当部会 都市形成部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部/パートナーと連携・協力の内容のアイデア
(特色ある公園の整備) ・社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組であるグリーンインフラの概念が定着し、本格的な実装フェーズへ移行するとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX等の世界的潮流等を踏まえ、「グリーンインフラ推進戦略2023」が公表され、取組が示された。	(特色ある公園の整備) ・評価指標「公園の整備・再整備数」【初期値⇒令和5年度末時点】 1箇所⇒10箇所(9箇所増) R3:土居公園再整備、大日公園再整備 R4:大枝公園再整備、よつば未来公園公園整備 R5:南わくわく公園整備、菊水公園再整備、日吉公園再整備、世木公園再整備 R6:八雲東公園再整備、大宮中央公園(旧さくら小学校跡地)整備	(特色ある公園の整備) 令和7年度:旧佐太老人福祉センター跡地公園整備予定、 弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園再整備予定	(特色ある公園の整備) 特色ある公園の整備に対する近隣住民等の意見の反映
(民間のノウハウを活かした公園の管理) ・指定管理制度を活用した公園の拡充。 ・守口市公園施設等包括管理業務による市民サービスの向上及び業務効率化。	(民間のノウハウを活かした公園の管理) ・評価指標「指定管理者制度等導入公園数」【初期値⇒令和5年度末時点】 1箇所⇒6箇所(5箇所増) R3:大枝公園、下島公園、大宮中央公園、土居公園指定管理者制度導入 R5:よつば未来公園指定管理者制度導入 R6:たきい公園指定管理者制度導入 守口市公園施設等包括管理業務委託	(民間のノウハウを活かした公園の管理) 令和7年度:大日公園指定管理者制度導入予定 令和8年度:大枝公園、大宮中央公園、土居公園、よつば未来公園指定管理者制度導入予定 ・指定管理者導入公園の再検討 ・指定管理期間の検討	(民間のノウハウを活かした公園の管理) 指定管理者等へのヒアリング、公園施設等包括管理業務の拡充等による市民サービスの更なる向上。
(市民協働によるまちの緑・花) ・緑・花推進協議会の設立(R3.4)	(市民協働によるまちの緑・花) ・評価指標「公園の整備・再整備数」【初期値⇒令和5年度末時点】 61団体⇒65団体(4団体増) R3:守口市緑・花推進協議会設立 R4からR6:緑・花推進協議会総会の開催 緑・花講習会の開催 緑・花外部研修会の開催	(市民協働によるまちの緑・花) 緑・花グループ等のボランティア団体のメンバー高齢化	(市民協働によるまちの緑・花) 緑・花グループ等のボランティア団体への活動支援等の充実
課題別計画の策定状況			
・『守口市公園マスタープラン』(令和4年9月)の策定 ・『守口市花と緑の基本計画』(令和6年3月)の改定 ・『守口市公園施設長寿命化計画』(令和6年3月)の策定			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名21 道路・交通		担当部会 都市形成部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
(安全で快適な歩行空間の整備) 令和3年度より無電柱化を実施するため、電線共同溝工事に着手。ゆとりある歩行空間やユニバーサルデザインを考慮するため、令和4年度に道路照明施設の検討、令和5年度に沿道住民等とワークショップを行い、樹木の選定を行った。令和5年度より道路の改良工事に着手。	(安全で快適な歩行空間の整備) ・評価指標「都市計画道路整備進捗率」【初期値⇒令和5年度末時点】 78.5%⇒78.5%(変化なし) ・整備進捗率を指標にしているため、現状の78.5%か完成後の100%しか指標結果が出ず、実情と乖離があるため、指標内容を見直す必要がある。 Ex)事業計画の金額による進捗管理 ・都市計画道路豊秀松月線については令和3年度から現在にかけて、都市計画道路豊秀松月線電線共同溝工事を実施しており、あわせて令和5年度から道路改良工事に着手(用地買収率については権利者割合で95%)	(安全で快適な歩行空間の整備) ・未買収地の地権者との交渉や本町橋架け替え工法の再検討	(安全で快適な歩行空間の整備) ・引き続き受託業者と様々な手法を検討し、地権者との交渉に努める。
(安全で適切な自転車利用の推進) 令和5年4月1日から道路交通法の改正に伴い、ヘルメットの着用が努力義務化。 本市においても平成31年度に、守口市自転車活用推進計画を策定し、計画に基づいて市内全域で設置可能な路線については、全て自転車通行空間(矢羽根)を設置しました。	(安全で適切な自転車利用の推進) ・守口自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間を設置できる箇所については設置済み。(設置総延長6.66km)	(安全で適切な自転車利用の推進) ・ハード面は完了、ソフト面については守口警察と共同で駅前周辺などで交通安全啓発、ヘルメット着用の周知活動などを実施していく。	(安全で適切な自転車利用の推進) ・守口警察など関係機関との連携によるソフト面の推進。
(放置自転車対策) ・守口駅南自転車駐車場の移転。(旧中央コミュニティセンター跡地)	【評価指標】 「放置自転車撤去台数」【初期値⇒令和5年度末時点】 2,674台⇒2,904台(約8.6%増)		
(公共交通) ・コミュニティバス「愛のみのり号」は、利用の現状を踏まえ、令和6年度末をもって廃止する。(行政経営プラン) (大阪モノレール延伸事業) ・(仮称)松生町駅が新規開業駅として開業する予定。 ・延伸事業については、令和11年(2029年)開業見込みをおよそ4年延期することが発表された。	【評価指標】 「コミュニティバス利用者」【初期値⇒令和5年度末時点】 28,145人⇒31,834人(約13.1%増)	(公共交通) ・持続可能な公共交通ネットワークの形成について、引き続き検討する。	(公共交通) ・地域の輸送資源の活用推進(地域の公共交通・デザイン連携・協働指針)
課題別計画の策定状況			
・守口市立地適正化計画			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名		担当部会	
22 上下水道		環境・安全安心部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)
(水道局) ・令和6年4月より、水道事業の所管省庁が厚生労働省から国土交通省・環境省へ移管された。 ・国土交通省は、能登半島地震時の教訓を踏まえ、浄水施設などの急所施設や、避難所などの重要給水施設につながる水道管を調査し、耐震化計画の策定を自治体に対して求める方針が示された。 ・環境省では、水道法により水質基準が定められ、水道事業者に検査の義務が課せられています。また、水質基準以外にも、社会的・科学的状況を踏まえ、水質管理上留意すべき項目について必要な情報・知見の収集に努めている。 ・従前からの給水人口の減少、節水行動や節水型機器の普及による水需要の減少に伴う給水収益の減少に加え物価高などの影響による工事費の高騰や今後における水道施設の老朽化に伴う更新費用の増加等、将来の経営状況はより一層厳しさを増すものと予想される。		(水道局) 【評価指標】 水道基幹管路の耐震化率 初期値35.1%(R1年度)→40.8%(R5年度) 【取組】 ・既存の浄水施設の稼働を停止し、令和6(2024)年4月から大阪市との庭窪浄水場の共同運用開始。	(水道局) ・令和6年1月1日発生の能登半島地震において、大規模な断水が広範囲かつ長期的に発生したこと等を踏まえ、次の2つの施策により水道施設の耐震化等を図り、強靱で持続可能な水道システムの構築を推進する。 ①稼働を停止した既存の浄水施設を順次撤去しながら耐震性のある配水施設に再構築し、耐震化率の向上を図る。 ②水道水を安定して供給できるよう、引き続き管路の耐震化を計画的に進め、耐震化率の向上を図る。 ・安全な水を供給するため、引き続き水質検査体制を確保しつつ水質管理に努めていく。
(下水道課) ・国土交通省は、能登半島地震時の教訓を踏まえ、下水道施設などの急所施設や、避難所などの重要施設について耐震化計画の策定を自治体に対して求める方針が示された。 大きな環境の変化等はないものの、令和7年度に大阪湾流域総計画が変更されることにより、本市の下水道整備計画の下水処理場から放流水質基準(緩和)についても見直す必要がある。 本市においては、人口減少等で使用水量の減少に伴い安定した下水道運営が求められている。また、下水道については昭和26年に供用開始しており、敷設後50年経過した管路が多くあり、将来にわたり計画的で効果的の老朽化対策が必要。		(下水道課) 【評価指標】 下水処理場の放流水質基準超過回数 初期値0回(R1年度)→0回(R5年度) 市で製造し、布設した管渠(CP管)でΦ400mmまでの延長約40kmに対し今後も計画的に更新を行っていく。 【評価指標】 老朽化した下水道管渠の老朽化率 初期値47.5%(R1年度)→67.0%(R5年度)	(下水道課) 適切に維持管理を行い、引き続き放流水質基準について、超過しないように努める。 0回(令和6年度)→0回(令和10年度) 投資と財源の整合性を踏まえた計画的な更新を実施していく。 67.0%(令和6年度)→90%(令和10年度)

課題別計画の策定状況
(水道局) ・アセットマネジメントと経営戦略の計画期間は、アセットマネジメントが2019年度から2058年度までの40ヵ年、経営戦略が、2019年度から2028年度までの10ヵ年となっているが、事業収入の根幹である給水収益が減少傾向にあるのに加え、物価の高騰など社会経済情勢が大きく変化し、事業経営に影響が生じていることや、大阪市との庭窪浄水場共同化が2024年4月に運用開始したことに伴い、使用しなくなった浄水施設を段階的に撤去し、老朽化した配水施設の更新を進めていくための配水場化基本計画を策定したことから、今後の事業費を踏まえつつ、「水道ビジョン2023」に掲げた持続可能な水道事業を実現するため、アセットマネジメント及び経営戦略の見直しを進めている。

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名23 地域産業		担当部会 行政経営部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
○日本経済に関するレポート(内閣府) ・全ての都道府県において緊急事態宣言等が解除された2021年10月以降、経済社会活動の段階的引上げに伴い、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動き ・2022年2月にはロシアによるウクライナ侵略があり、また米欧におけるコロナ禍からの回復もあって、世界的な物価上昇が生じ、日本においても40年ぶりの物価上昇などマクロ経済環境の大きな変化が生じた。 ・2023年5月には、新型コロナの感染症法上の位置付けが5類感染症に移行し、景気の自律的な循環を抑制してきた要因は解消された。 ○中小企業白書 感染症やカーボンニュートラルといった構造変化の中で、デジタル化や事業再構築に取り組む中小企業の割合が増えているとともに、カーボンニュートラルを好機と捉えてCO2排出量の把握やイノベーションに取り組んでいる中小企業が一定数存在している一方、売上高が感染症による落ち込みから回復したものの、企業の人手不足が深刻化しており、就業者数の増加が見込めない中で、日本の国際競争力を維持するためには、省力化投資や単価の引上げを通じて、中小企業の生産性を向上させていくことが期待される。 ○本市の状況 ・ものづくり企業を中心としたニーズ調査においては、令和3年度にまとめた調査結果として、課題を聴取できた企業のうち、人材の獲得等を課題として捉えている企業が、全体の43.1%を占めている。 ・平成28年度に作成した「極の守」の掲載企業が令和4年度に結成した「極の守の会」においても、条例や土地不足等の理由により、工場が建てれない問題や、周辺住民への操業理解、人材不足等が課題として挙がっている。 ・「令和3年度商店街実態調査」によれば、商店街が抱える問題としては、経営者の高齢化による後継者問題が最も多く、テナントミックスの取組状況も進んでいない現状にある。また、市が令和5年度に実施した商業ニーズ調査においては、現状は商店街等団体を対象としたイベント補助の対象を個店に拡充するニーズや、店舗改装等ハード面における支援のニーズが全体の61.7%を占めており、商店街等の団体支援に加えて個店支援のニーズも増加している。	●「守口市工業活性化支援補助金」について、守口門真商工会議所との連携や金融機関への補助金説明、市の広報誌等への掲載によって、市内製造業者に周知を行った。 また、「守口市工業活性化支援補助金」が活用されることで、住工共生の環境整備を促進するとともに、就業環境を整えるため、本補助金の補助項目を拡充し、人材育成や職場環境改善の支援を行った。 ●ものづくり技術を継承する後継者が確保できるよう、ものづくり企業の魅力を発信し、若い世代とものづくり企業のマッチングを目指す守口市ものづくり企業人材確保支援事業(もりクルート事業)を実施することで、ものづくり企業の人材確保を図った。また、ハローワーク門真及び守口門真商工会議所、門真市と協働で「合同企業就職面接会」を実施し、地元企業と求職者のマッチングを支援した。 ●商業振興事業支援補助金にて守口市内の商店街や商業連盟が実施するイベントを補助した。 ●商店街存続の継続的な支援として、商店会等防犯対応設備補助金にて街路灯の電気料金の補助や、防犯対応設備を設置する商店街に対して設置費用の補助を行った。	●市内企業の深刻な人材不足 ●工場立地に関する土地不足等による企業の市外流出 ●操業に係る問題(音・振動)に起因する周辺住民との関係性 ●企業の魅力を若手人材に発信することで、若手人材に興味を持ってもらう仕組みづくり ●工場の立地を阻害する特別業務地区条例の撤廃 ●商店街がそれぞれの強みを発信しやすくなるような環境整備 ●商店街等の団体のみならず、特色ある個店への支援	●包括連携協定を締結している大学等と市内企業や商店街とのワークショップの開催 ●近隣の高校や大学を中心に、市内企業と連携した企業魅力発信事業の実施 ●市内企業の認知度やイメージ向上のため、集客が見込めるイベント等への参加 ●メディアを活用した市内企業及び商店街等の情報発信

課題別計画の策定状況
地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名24 魅力創造・発信		担当部会 行政経営	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
＜ふるさと納税＞ ふるさと納税制度の見直し、返礼品事業者の生産地変更などこれまで返礼品として扱っていたものが提供できなくなるなど、魅力ある返礼品の提供に支障が生じている。	＜ふるさと納税＞ 返礼品提供事業者数 R3 30 → R5 43 返礼品目 R3 142 → R5 334 寄附件数 R3 9,912 → R5 8,102 掲載ポータルサイト数 R3 4 → R5 8	歳入確保に向け、継続的に寄附を獲得していく必要がある。	市内事業者による「守口産」返礼品の提供 返礼品提供事業者によるふるさと納税PR
＜市の情報・魅力発信ツールとして公式SNSで行政情報やイベント情報を発信＞ コンテンツが多様化する中で、興味や関心がある情報のみを選んで得ることができ、いかに目にしってもらうかが課題となっている。	＜市の情報・魅力発信ツールとして公式SNSで行政情報やイベント情報を発信＞ 登録・フォロワー数 ・LINE R2 9,022 → R5 43,330 ・Instagram R2 2,698 → R5 3,989 ・X R2 3,629 → R5 1,576 ＜官民連携による情報発信＞ ・もりぐちTV ・情報アプリヒアッザ ・市PR動画の制作 ・ふるさと納税PR動画の制作 ＜主な実施イベント＞ ・市内周遊型の「謎解き」(R4、R5) ・議場コンサート(R4、R5) ・庁舎イルミネーション(R4、R5) ＜守口市観光ガイド「ことりっぶ」の発行＞ 英語版や中国語版も作成し、市内公共施設や大阪観光局案内所、USJや大阪モノレールなどに設置。	興味・関心がない人への効果的で効率的にPRしていく必要がある。 また、SNSなどに対応していない非電子化の人へも平等な市政情報の配信もしていく継続していく必要がある。	大阪府を通じたPR場所や機会の提供。 官民連携を通じ、新たなアプリなどの情報ツールや有効な発信方法などのノウハウの提供。
＜魅力コンテンツの創造(市民まつり、守口大根など)＞ ○市民まつり開催に係る費用について、協賛金に頼っている割合が多いが、大口の協賛者が撤退をするなどの状況のため、協力を求めることが困難になってきた。 ○本市と連携して守口大根の栽培を行っている都市農業研究会の農家の高齢化が進んでおり、次世代への引継ぎが行われておらず、担当職員への負担が増大し、継続していけるか不安な状況である。	＜魅力コンテンツの創造(市民まつり、守口大根など)＞ ○市民まつり開催場所を駅前カナディアンスクウェアから新たに整備された大枝公園に移しさらなる活性化に努めた。 ○守口大根のさらなるPRのため、市内飲食店の協力のうえ、守口大根のかえし漬けを作成してもらうことでこれまで、食したことがなかった市民等にも認知度向上が図れた。	＜魅力コンテンツの創造(市民まつり、守口大根など)＞ ○協賛金以外の収入を基に市民まつりを開催していくことで継続的な運営が図られる。 ○農家の高齢化が進んでいることから、守口大根の栽培を継続するためには、担い手の確保や委託などの手法も取り入れ実施していく必要がある。	＜魅力コンテンツの創造(市民まつり、守口大根など)＞ ○大阪国際大学など連携協定を結んでいる学校法人の連携による運営。 ○摂南大学など農業系の学部を有する学校法人との連携による担い手確保。
＜観光振興及び自治体交流(姉妹・友好都市など)＞ ○2021年にオリンピック実施したのちに、ガンビア共和国からの連絡が途絶えたことから、新たな交流は保留となっている。 ○コロナ禍で姉妹・友好都市との交流が中断していた。	＜観光振興及び自治体交流(姉妹・友好都市など)＞ ○東洋町やかつらぎ町との子ども交流会、かつらぎ町親子交流会、高島市との市民交流会を再開して、交流が図られており、多くの市民に友好都市が認識され、また友好都市への市のPRも行っている。 ○東京オリンピック・パラリンピックの開催時には、ガンビア共和国の選手団を応援するため、市民有志の応援プロジェクトを立ち上げジャージをプレゼントして、ホストタウンとしての交流の機会をもった。	＜観光振興及び自治体交流(姉妹・友好都市など)＞ 国内友好都市との交流については、交流人口の増加が図られるなど、市のPRに寄与している。 一方で、海外との交流については、予算面からも交流の手法やあり方について検討する必要がある。	＜観光振興及び自治体交流(姉妹・友好都市など)＞ 市内小中学校や大阪国際中学高校などと友好都市との交流がオンライン授業や学校行事の一環として組み込まれることで、活発な交流が図られる。
＜淀川について＞ 大阪・関西万博の開催(R7.4.13～)	＜淀川について＞ ・「淀川舟運整備推進協議会」のみならず、令和4年3月からは国土交通省近畿地方整備局を中心とする「淀川舟運活性化協議会」にも参画し、沿川他自治体や民間事業者と、淀川や舟運の魅力向上、活性化に向けた議論を行っている。 ・大阪・関西万博の機運醸成に向け、以下の取組を行った。 ① 守口公民連携博覧会 ＜令和5年11月＞ 民間事業者との共催による機運醸成イベント。淀川舟運の活用可能性の社会実験とも並行し、佐太地区緊急船着場前の淀川河川敷で開催した。 ＜令和6年10月＞ 大阪・関西万博の開幕半年前と合わせて開催。淀川沿川自治体が開催する万博開幕半年前イベントとのコラボによる「淀川クルーズFESTIVAL」の一環として位置付け。場所は、京阪守口市駅前。 ② 府内各所で行われるイベントへの魅力PRブースの出展	＜淀川について＞ ・市制施行80周年イベントの検討 ・淀川舟運の活性化に向けた「かわまちづくり」の検討	＜淀川について＞ ・守博の開催において連携を図ってきた民間事業者と、令和6年10月に包括連携協定を締結しており、今後、連携や協力をさらに深めていくことが考えられる。
課題別計画の策定状況			
魅力創造発信計画(令和3年度策定)			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名		担当部会	
25 環境		環境・安全安心部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)		第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)が2022年4月1日から施行。		・ごみ総排出量、焼却処理量については目標達成 ・ふれあい収集の開始 ・コンクリートブロック等の不燃系粗大ごみの収集開始 ・火災廃棄物の無料処理事業の開始 ・守口警察と連携し、不法投棄対策会議の発足 ・事業系ごみの減量化のため、排出者の指導、検査の充実 ・公民連携の一環として令和5年10月に「ジモティー」と「マーケットエンタープライズ」とリユースに関する協定を締結。HP等によりPRを行った。	・リサイクル率の向上 ・守口市クリーンセンター旧第4号炉解体及びストックヤードの整備 ・製品プラ、危険ごみの回収 ・収集体制、回数の見直し ・製品プラの収集、リサイクル
▼地球温暖化の進行(猛暑日の連続回数及び年間回数の記録更新等) ▼気候変動適応法の改正 熱中症特別警戒アラートの創設等 地球温暖化対策への取組として温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組が喫緊の課題 各自治体で温暖化対策の取組が加速 ▼国の地球温暖化対策計画における削減目標の改定 全体 26% ⇒ 46% 業務その他部門 40% ⇒ 51% 地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 727団体(全体1788団体)40.6% R5年10月 2050ゼロカーボンシティ宣言自治体 1112団体(全体1788団体)62.1% R6年6月 ▼地域脱炭素ロードマップの策定 ▼第6次エネルギー基本計画の策定 ▼第6次環境基本計画の策定 ▼グリーントランスフォーメーション(GX)の推進 ▼全国的な公害苦情件数の増加 コロナによる生活様式の変化による在宅ワーク増に伴い騒音等の公害苦情が増加 ▼改正動物愛護法による狂犬病予防法の特例制度の適用(R4年6月施行)※本市はR5年4月参加 MC(マイクロチップ)情報の登録・管理 ▼大阪府受動喫煙防止条例の一部改正 30㎡超の飲食店における屋内全面禁煙の施行(R7年4月から 従前は100㎡超) ▼改正外来生物法による条件付特定外来生物の指定		▼第3期守口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく温室効果ガス排出量の削減目標率の引上げ及び目標達成 ▼グリーン調達を推進する指針に基づいた物品購入等の取組 ▼全庁的な再エネ電力の導入及び電動車(BEV、HEV、PHEV、FCEV)の導入 ▼守口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定 ▼市域での温室効果ガス排出量削減目標達成に向けた市民及び事業所への啓発及び連携した取組 ▼路上喫煙防止に向けた取組強化 ▼動物愛護に関する啓発 ▼美化推進に関する啓発・指導 ▼公害防止に関する啓発・指導 ▼特定外来生物の対策	▼太陽光発電電のPPA事業者との連携・協力による公共施設への太陽光発電設備の設置。 ▼パナソニックエナジー社との連携・協力による、同社が開発しているペロブスカイト太陽電池を本庁舎等に設置 ▼金融機関・住宅販売会社と連携・協力した住宅への太陽光発電設備設置促進 ▼金融機関・住宅販売会社と連携・協力した住宅のZEH化支援 ▼金融機関と連携・協力したZEB化支援 ▼国(環境省)脱炭素移行・再エネ推進交付金等の活用 ▼大阪府・近隣自治体との連携及び各補助金等活用 ▼大阪府動物愛護推進員との連携 ▼美化活動団体との連携

課題別計画の策定状況

- ①第3期守口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) R3年7月策定 → 中間見直し R8年度内(予定)
 ②(仮称)守口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) R7～8年度策定検討中(※R7年度予算要求予定)

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名		担当部会	
26 行財政運営		行政経営部会	
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
特になし	○財政調整基金残高 令和6年3月末 65億42万9千円 (前年度比13億52万円の増加) ○将来にわたって安定的な財政運営を行えるよう、保有する基金からの運用収入の増加を図るため、令和4年度及び令和5年度においては、新たな試みとして有価証券(債権)を購入し、生じた運用益について基金へ積み立てを行った。 (運用益 R4 2,780,836円、R5 8,949,068円) 令和6年度においては、金利上昇が見込まれていたことから、状況に合わせて、中長期間の債券(有価証券)購入を行わず、定期預金による短期運用として、未運用基金に加え、歳計外現金をまとめて運用を行い、運用益を生み出す取り組みを行った。 (運用益 R6 有価証券 16,377,228円(R4・R5購入分) 定期預金 25,733,991円) ○経常収支比率 令和1年度末 99.5% 令和2年度末 99.5% 令和3年度末 94.6% 令和4年度末 95.3% 令和5年度末 97.7% ○健全化判断比率 実質公債費比率 令和3年度末 6.7% 令和4年度末 6.0% 令和5年度末 5.5% 将来負担比率 令和3年度末 28.5% 令和4年度末 15.9% 令和5年度末 2.5%	・新たな義務教育学校の整備や児童数の増加への対応としての学校建設をはじめ、公園、道路、コミュニティセンターなど公共施設の老朽化対策となる施設の更新を進めていることから、今後はこれらの事業に要した市債の償還額の増加が見込まれる。今後は、公債費負担を賄う財源の確保が課題。 (公債費の推移 令和6年9月末時点) 令和8年度 3,589百万円 令和9年度 3,608百万円 令和10年度 3,864百万円 令和11年度 4,327百万円 令和12年度 4,814百万円	
・「第3次もりぐち改革ビジョン(案)」を引き継ぐ新たな計画として、令和6年2月に「守口市行政経営プラン」を作成した。 ⇒策定の背景としては、令和5年4月の新市長就任に伴い、これまでの行財政改革の方向性を承継しつつ、いわゆる「量的」な見直しや削減のみならず、「市の保有する様々な経営資源を最大限活用し、行政コストを抑えつつ、市民サービスの更なる向上を目指す」という「行政経営」の視点を踏まえ、新たな行財政改革と政策創造をともに推進していく方向性を示した。 【計画期間】令和8年度まで(新市長の任期中) 【計画の主な柱】 ＜行財政改革＞ ・健全な財政運営の堅持 ・歳入確保 ・開かれた市政運営 ・DX推進 ・公民連携・自治体間連携 ・民間委託の推進 ・公共施設、インフラマネジメント ・人事・組織体制 ＜政策創造＞ ・未来への投資促進 ・健康寿命の延伸 ・安全安心のまちづくり ・魅力あふれるまちづくり	＜①＞効果的かつ効率的な行政運営 ・毎年度、総合基本計画(前期計画)に係る進捗管理を行い、後期計画策定を見据え、各事業の取組状況や方針を把握した。 ・施策のうち、重点的に取り組む案件や早急に検討を進めるべき案件等について、市長、副市長も交えて各年度ごとに方向性の確認及び進捗状況を把握した。 ・「第3次もりぐち改革ビジョン(案)」を引き継ぐ新たな計画として、令和6年2月に「守口市行政経営プラン」を新たに作成し、市の保有する様々な経営資源を最大限活用し、行政コストを抑えつつ、市民サービスの更なる向上を目指す指針を定めた。 ・様々な公民連携手法の取組の推進 ＜②＞最適な組織づくりや庁内連携 効果的・効率的な組織運営を目指し、機構改革等により組織の見直し等を行った。 ・魅力創造発信課、デジタル戦略課の設置 (R3) ・企画課内に「公民連携デスク」を設置 (R3) ・保険課、保険収納課を健康福祉部へ所管替え (R6) ・子ども家庭センターの設置 (R6)	＜①＞ ・EBPMIに係る取組の検討 ・広域行政や自治体連携による取組の検討 (※下水道広域化など、広域連携の可能性等について、担当部局と検討を行った) ・更なる公民連携手法の取組の推進 ＜②＞ 更なる効率化等に向けた組織の見直し	＜①＞ ・他自治体や民間事業者など ＜②＞ 特になし
①高い個の能力や専門性に裏付けられた少数精鋭組織を目指し、職員が最大限の力を発揮できるように人材育成・能力開発に取り組めます。 (1)DXの推進により、市役所に来庁せずとも、様々なサービスを受けられるようになった。 (2)ワークライフバランスの推進により、男性育休の取得が向上する等、男女ともに育児・介護でキャリアが途切れないような社会になっている。 (3)社会人の学び直し(リスキリング)が普及し、個人が興味のある領域を学び直すための機会が増加している。 ②採用活動の工夫改善により、本市の将来を担う人材を計画的に採用するとともに、適材適所と能力本位の配置及び昇任管理を行います。 ③高度な専門性を有する業務において必要な人材を確保するため、多様な任用制度を活用します。 (1)転職のハードルが下がり、人材が流動化が進んでいる。 (2)DX人材の雇用等、ジョブ型雇用が広まっている。	① (1)DXの推進により、来庁不要な市役所手続の推進、マイナンバーカードの活用による市民サービスの向上、電子決裁やAI・RPAを利用することによる行政事務の高度化・効率化を進めている。 (2)事務派遣会社と委託契約を締結する等、育児・介護により一定期間の休職をする場合への職場に対する措置を講じている。また、育児・介護休暇期間中も昇任に必要な経験期間から除外しない等、意欲のある職員がライフイベントにより意欲の低下を招かないような対策を講じている。 (3) ・地方公務員としての必要なスキル、考え方等を学ぶため、若手職員を特に重点的に法律研修等を実施した。 ・守口市職員資格取得助成金交付要綱を改正し、資格取得に最大20万円を補助(改正前最大10万円)し、自学の後押しをしている。 ②③ (1)昇任までに必要な社会人として勤務した経験年数を見直し、意欲のある優秀な職員が早期に昇任できるようにした。 (2)職種に必要な専門的知識を有した職員を採用するため、様々な任用形態によるジョブ型雇用を行っている。	① (1)電子決裁やAI・RPAを使いこなす職員を育成するための、DX担当課における継続的な支援体制と業務担当課の育成環境が必要 (2)男女ともにワークライフバランスを両立し、職員が充実感を抱きながら働くことができるよう、民間企業の状況を注視しつつ、国制度ともバランスのとれた制度改正を検討する必要がある。 (3)自学による学びが業務に好影響を及ぼすことを期待した当該補助金の活用が進むよう、資格取得者のキャリアビジョンを可能な限り人事異動に反映する。 ②③ (1)(2) 従来であれば、本市の競合団体は近隣の他自治体であったが、多くの自治体が民間企業を志望する者であっても受験しやすい試験への転換策を講じたため、採用試験における官民の壁は非常に低くなっている。 そこで、より良い人材を採用し、その人材が流出しないための工夫として、自治体のみでなく民間企業をも意識した取組みを進める必要がある。	ジョブ型雇用を行う際には、それぞれの職業団体への情報共有が有効と考えられる。
課題別計画の策定状況			
・守口市行政経営プラン…令和6年2月作成。R5～R8までの4年間) ・第2期守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略…令和7年度に第3期戦略を策定予定 ・守口市人口ビジョン…令和7年度中に時期ビジョンを策定予定 ・定員適正化計画…現行計画を令和6年度中に改正予定 ・人材育成基本方針…現行計画を令和6年度中に改正予定 ・特定事業主行動計画…現行計画を令和7年度中に改正予定			

第6次守口市総合基本計画 前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題

施策No.・施策名		担当部会 行政経営部会	
27 公共サービス			
第6次総合基本計画前期基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第6次前期計画期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次後期計画期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる 外部パートナーと連携・協力の内容のアイデア
・公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について(令和4年4月1日付総財務第43号) ・公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について(令和5年10月10日付総財務第152号) ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日)P.51 平成26年に総務省において示された、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の中で、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされている。 近年の改訂された指針の中では、保有する未利用資産等の活用や処分や複数団体の連携による広域連携に関しても言及され、大阪府においては、令和5年度に、公共施設等総合管理計画を補完するものとして、公共施設等の総量縮減を念頭に置いた「公共施設再編計画」の策定を府内市町村に求めるなど、公共施設等の最適な配置がさらに求められている状況となっている。	○令和4年3月に、公共施設等総合管理計画を改定(個別施設計画に基づく対策効果を反映した「維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み」等)に係る将来見通しを作成するため) ○指標改善に寄与した主な成果 ・旧橋波小建物の用途廃止(R3年度) 新さくら小(三郷小と橋波小の統合)供用開始(学校規模等適正化基本方針) ・旧東CC体育室、旧四中体育室の用途廃止(R5) 旧小学校体育室の転用、公園施設との複合化(コミュニティ施設整備計画) ・旧わかたけ園の廃止(R5) 民設民営の手法選択 ・R6年度、桜町団地の廃止(守口市営住宅集約最適化計画)	本市の公共施設は、昭和30～40年代の経済成長期の人口急増に対応するため建設されたものが多く、老朽化が進んでいる。人口減少と将来における市民へのサービス確保を見据え、限られた財源の中で、市民生活や市民活動の拠点となる公共施設に求められる機能を踏まえながら、公共施設の維持管理、更新等を図っていくことが課題。	・他自治体等
・「デジタル社会形成基本法(令和3年5月19日公布)」 ・「デジタル庁設置法(令和3年5月19日公布)」 ・「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年5月19日公布)」 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日公布)」 ・「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和3年5月19日公布)」 ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年5月19日公布)」 ・「デジタル庁設置(令和3年9月1日)」 ・「自治体DX推進計画【第3.0版】(令和6年4月改定)」 ・「自治体DX全体手順書【第3.0版】(令和6年4月改定)」 ・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月改定)」 ・「地方公共団体におけ情報セキュリティ監査に関するガイドライン(令和4年3月改定)」 ・「守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(令和4年4月1日施行)」 ・「守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(令和4年4月1日施行)」	・RPAの導入・拡大(令和2年度～) ・テレワークシステムの導入(令和2年度～) ・WEB会議システムの導入・拡大(令和2年度～) ・チャットツール(LoGoチャット)の導入・拡大(令和3年度) ・AIチャットボットの導入・拡大(令和3年度) ・デジタルデバйд対策(スマホ教室)(令和3、4、5、6年度) ・オンライン申請システムの導入・拡大(令和4年度) ・AI-OCRの導入・拡大(令和4年度) ・AI議事録システムの導入・拡大(令和4年度) ・セキュリティ対策の実施(①マイナンバー系NW系全域に顔認証システムを導入(令和3年度)、②セキュリティポリシーの改訂(令和4年度)) ・書かない窓口の導入・拡大(令和4年度) ・ゼンリン地図情報システムの導入(令和5年度) ・LINE申請システムの導入・拡大(令和6年度) ・電子決裁システムの導入(令和6年度) ・ワクチン予約システムの導入(令和3年度) ・もりぐち児童クラブ入会児童室入会申請および減免申請のオンライン申請の導入(令和3年度) ・大日サービスコーナレジでのキャッシュレス決済導入(令和4年度) ・市立認定こども園におけるICカードによる登降園管理システムの導入(HOICT)(令和4年度) ・学校の欠席連絡のデジタル化(COCO) (令和4年度) ・電子図書館システムの導入(令和4年度) ・学校図書館システム導入(令和5年度) ・母子手帳アプリ(母子モ)の導入(令和5年度) ・総合窓口課、課税課キャッシュレス決済導入(令和6年度)	＜自治体情報システムの標準化・共通化＞ ・2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行 ＜オンライン申請の拡充＞ ・市民や事業者の利用率の高い行政手続を令和8年度までに100%オンライン申請可能とする。 ＜自治体フロントヤード改革の推進＞ ・マイナンバーカードの読取による本人確認・申請書作成を実現するなど、「書かない窓口」を導入する。 ＜オンライン相談の導入＞ ・子育て相談など電話や対面で行っている相談について、オンライン相談を導入する。 ＜オンライン決済の充実＞ ・公金収納のデジタル化について、国の動向を見据え、全ての公金納付において対応できるよう検討する。 ＜AI、RPA のさらなる活用推進＞ ・AI-OCR 及び RPA を活用し、定型的な業務を自動化することで事務の効率化を図る。 ＜業務効率化の環境構築＞ ・タブレット PC やインターネット環境の充実など、セキュリティ対策を講じた上で、各職員が効率的に働くことができる環境を整備する。 ＜情報セキュリティ対策の強化・徹底＞ ・地方公共団体の業務システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。	・大阪府スマートシティ戦略部 ・キートンコンサルティング株式会社
・世界的なSDGsの推進とあいまって、民間事業者においては、CSR(企業の社会的責任)やCSV(共有価値の創造)、あるいはESG投資を重視する考え方がさらに広まり、企業の社会貢献ニーズを生かして、行政と連携し、自らの企業価値を高めようとする風潮が色濃くなってきている。 ・守口市でも、自らのスキルやノウハウを生かして、市の課題解決や市民サービス向上を目的に、連携して事業を展開することについての提案が増えている。 ・大阪府内の自治体においては、こうした提案を効果的に活用し、民間事業者として、行政と民間事業者がWin-Winの関係を構築していくことができるよう、行政側と民間側とのハブ機能(連絡調整役)を担う専門組織を設置するところが増えている。	・多様な主体との対話・連携・協働を推進するための庁内のワンストップ窓口として、令和3年4月に企画財政部企画課内に、公民連携デスクの設置。 ⇒民間事業者の社会貢献ニーズを活用し、市の行政課題の解決につなげることで、民間事業者のスキルやノウハウを生かした市民サービス向上を図るため、行政側と民間側とのハブ機能(連絡調整役)を担うことを目的とする。 ・公民連携デスクに専任職員1名を配置。令和6年度9月末現在17件の包括連携協定を締結。行政と企業大学との対話実績は、令和5年度250件。連携実績については、令和5年度48件。となっている。令和3年度の公民連携デスク開設以降、右肩よりとなっている。行政と企業大学の取組が、市民に還元されており、多様な主体との共創の取組について着実に推進している。 ・守口市SDGs推進指針を制定。(R3) ・SDGsに対する取組の意義や手法について、包括連携協定を締結した民間事業者から講師を派遣し、市役所職員並びに市内民間事業者を対象に、それぞれ研修会を開催。 ・学校教育の場でも、SDGsの普及啓発に取り組むための出前事業を実施。	・庁内における公民連携の取組みの更なる浸透	企業、大学

課題別計画の策定状況
・令和4年3月 守口市公共施設等総合管理計画 改訂(H26～R25) ・「守口市自治体情報システムの標準化・共通化における基本方針(令和6年6月25日改定)」 ・「守口市情報セキュリティ監査中期計画書(令和6年9月11日策定)」 ・「守口市情報セキュリティポリシー(令和5年3月20日改定)」